

**令和3年度第1回**  
**さいたま市福祉有償運送運営協議会**  
**議 事 要 旨**

**【開催要領】**

1. 開催日時：令和3年5月31日（月）14：00～15：40

2. 場 所：ときわ会館3階 第1会議室

3. 出席委員：（敬称略・50音順）

伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
大野 政子	利用者家族
齊藤 秀貴	埼玉県個人タクシー協会
須藤 まゆみ	埼玉運輸支局
高場 厚	埼玉交通運輸労働組合
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
永島 淳	保健福祉局福祉部
西澤 正夫	保健福祉局長寿応援部
百澤 和宏	保健福祉局長寿応援部介護保険課
山崎 桜子	保健福祉局福祉部障害支援課
山本 宏	社会福祉法人さくら草

4. 欠席委員：（敬称略・50音順）

伊藤 太佳博	埼玉県企画財政部交通政策課
中村 正利	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
中山 舞	社会福祉法人久美愛園
春山 智昭	子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課

5. 傍聴人：0人

## 【次第】

### 1 開 会

### 2 協 議

(1) さいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正に係る協議について

更新登録の申請に係る協議について

(2) 特定非営利活動法人 ビーポップ

(3) 社会福祉法人 浦和福祉会

(4) 特定非営利活動法人 ねがいのいえ

新規登録の申請に係る協議について

(5) 社会福祉法人 埼玉県身体障害者福祉協会

### 3 報 告

(1) 令和2年度下半期輸送実績報告について

(2) 軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について

### 4 閉 会

## 【配付資料】

○令和3年度第1回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第

○令和3年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿

○令和3年度第1回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表

○資料1 さいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正に係る協議について

○資料2 更新登録申請書（特定非営利活動法人 ビーポップ）

○資料3 更新登録申請書（社会福祉法人 浦和福祉会）

○資料4 更新登録申請書（特定非営利活動法人 ねがいのいえ）

○資料5 新規登録申請書（社会福祉法人 埼玉県身体障害者福祉協会）

○資料6 令和2年度下半期輸送実績報告について

○資料7 軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について

○参考資料

## 【要旨】

### ●さいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正に係る協議について

#### ○事務局より、改正内容の概要説明

山本委員 セダン車等の貨物車両を除くがなくなったということですが、貨物車両で有償運送をしてよいということですか。

須藤委員 安全が確保される車両であることを、協議会で確認できるのであればよいということになります。

永島会長 その他特にございませんでしたら、本日令和3年5月31日付けでさいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針を改正施行し、以降の協議につきましては、改正後の運営指針に基づいて行います。

○さいたま市福祉有償運送運営協議会運営指針の改正について、全会一致で合意

### ●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 ビーポップ）

#### ○事務局より、更新登録申請の概要説明

#### ○特定非営利活動法人 ビーポップ 入室

#### ○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

須藤委員 名簿の中に鴻巣市に住んでいらっしゃる方がおりますが、通所されているのがさいたま市なのですか。

事業者 鴻巣の方は元々浦和に住んでおりましたが、卒業と同時に鴻巣に家を買われ引っ越したのですが、うちは発達プログラムをやっているのですが、鴻巣のまわりに発達のプログラムがなくて、ちょっと遠いのですがお願いしたいということです。

須藤委員 発着のどちらかがさいたま市ということですか。

事業者 来るときはお父さんが運転し、さいたま市内でプログラムをされて帰られます。

高場委員 使用車両3台ということですが、定員は。

事業者 1台がハイエースで7名、他は9名です。

高場委員 利用者の方のところをみますと、身体障害者の方が25名、知的障害者の方が47名、その他の方が5名で全部で77名ということなのですが、1

度にどれくらいの方を輸送されているのかがひとつ質問と、料金の設定があるのですが同時に運ばれた場合、たくさんの方が乗っていても同じ料金設定なのかということと、今のコロナ対策として予防等どのような対策をして輸送されているのか伺ってみたいと思います。

事業者 人数に関しては多くて3人くらいで、料金に関しては複数人利用される場合は生活サポート事業を適用される方が多いので、生活サポートとしてそのままいただいております。コロナ対策としては毎日の消毒と、車用の空気清浄機を使用して、できるかぎりの対策をさせていただいております。先ほど3名と申し上げたのですが、できるかぎり離れて座ってもらうように心がけています。

高場委員 運転される方以外に介助などの方は乗られないですか。

事業者 乗る場合もあります。

高場委員 ドライバー4名のローテーションでは厳しいですよ。

事業者 そうですね、人は厳しいです。

高場委員 予防されているでしょうけれども、飛沫感染ですので目が届かない部分もあると思いますので、マスクはあくまでもうつさないためのものですので、外されていたり会話されたりだと飛沫ということで、国全体に対してのことでもありますので、頑張って予防していただきたいなと思って質問いたしました。

伊藤(み)委員 生活サポートの方の比率は分かりますか。

事業者 だいたい半分くらいです。

伊藤(み)委員 それ以外の方は距離制ということよろしいでしょうか。

事業者 最近ですと骨折をされて普段は自分で通っているのですが、治るまで3か月ということで、距離でやっております。

伊藤(み)委員 1対1の方が距離制というイメージでよろしいでしょうか。1対1で生活サポートという方もいますか。

事業者 1対1で生活サポートという方はいないです。

永島会長 山崎委員、生活サポートは年間何時間使えますか。

山崎委員 年間150時間です。

事業者 150時間を超えた方は距離制を使ってもらっています。

伊藤(太)委員代理 旅客のトの区分のところでは5名いただいておりますが、具体的には手帳をお持ちでない知的障害の方ですか。

事業者 そうですね、あとは手帳をお持ちだったのですが、判定でいい成績で手帳がなくなってしまった方で、暮らしぶりが変わるわけではないので、できるかぎり対応しようということで5名となっております。

### ○特定非営利活動法人 ビーポップ 退室

伊藤(み)委員 先ほど平均3名程度の乗車があるとのことでしたが、生活サポート事業を適用する場合は、ここに示された金額を人数分かけて収受して構わないという理解でよろしいでしょうか。今までには複数乗車の申請をされている事業者さんが複数あって、そういうところは人数で割ったような金額を示されていたような団体もあったように思うのですが、どちらでもよいのであれば今回もそれでよいのですが。

永島会長 事務局、その辺はどうですか。

事務局 対価につきましては事業者さんによってある程度差があるように見受けられまして、このような取り方をするところもあれば、人数で割ってというところもあるようです。

永島会長 こうでなければいけない、というのがあわけではないですか。

事務局 事務局の方ではそこまではなんとも。

山本委員 生活サポート事業であれば一人の人から対価を請求するという発想から、乗っている人3人に請求してよいと協議会で決めていただければ事業者としてはありがたい話ではあります。ただ、今までの我々の理解でいくと、生活サポート事業でひとりの方ならいいですが、他の人に請求するというのは違うというような話を伺っていたように思います。ただ、生活サポート事業は、埼玉県内で有償運送において運転しながらも請求できるという事業で認めてもらっていることで、非常に画期的な取り組みではありますので、それを更に発展させていくという方向性でご理解・ご承認いただければ、非常にありがたいと思っています。

伊藤(み)委員 今までは3人で乗るのであれば複数乗車を申請していただいて、設定した運送の対価を3で割った数字に迂回などあるので若干上乘せがあって構わないというお話があったので、団体さんによってこうでなければならぬ

と違ってらっしゃると思いますので、どちらでもよいのであれば、どちらでもよいと統一的に周知された方がよいのではないかと思います。

瀧口委員 今の件ですが、相乗り乗車ということで支局の方の見解を伺えれば。  
須藤委員 相乗りするのであれば3分割じゃないですけども、その分安くなるというのが通常の理屈かなと思います。

伊藤(み)委員 通常であればそうなのですが、生活サポート事業ですと自己負担額が1時間あたり950円ということで決まっております。制度上の取り扱いでいうと勝手に安くできないとすると、何人乗っても決められた額を請求するのが通常ともとれるので、そのあたりがこれまで協議されてきたのか昔のことは存じてないのですが。多くの方が1対1で乗っていてさほど複数乗車の事例がないと思うので、1時間950円の申請で生活サポート事業を使いますとだけ書類に書かれていたと思うのですが、今回高場委員がおっしゃったので3人乗っているということが分かりました。生活サポート事業を3人で乗るから3分の1の300円にするとすると、市や県の補助が3分の1になるのかなど全然違う制度運用になってしまうので、それは現状ありえないのではないかと思います。

山本委員 運営協議会の場で協議して認められれば、3人に対して生活サポート事業として請求できると、さいたま市としての運営協議会として考え方として、理解してよろしいでしょうか。

永島会長 事務局、どうですか。  
事務局 生活サポート事業として一人ひとりに払っていただくのは、決まり上差し支えないのではと考えてはおりますけれども、利用者さんの負担が大きくなる可能性があるのかなと思いますので、今まで使ってらっしゃる方の払い方が変わってしまうのは影響が大きいのかなと。

山本委員 今までのやり方を認めてもらえるのですかという話です。

事務局 今までというのは、人数で分割してということですか。

永島会長 3人乗れば3人の生活サポートを利用してこられたということで、今はそうじゃなくて合計額を3で割って少し上乗せした金額を請求しなければいけないのではないかという質問です。生活サポート掛ける3だと、事業者は今言ったやり方より多く入るのではないですかということです。

山本委員 生活サポート事業の1時間当たりの請求について、金額を変えることはいけないと今お話がありましたよね。3で割ってという発想がないのでは。

伊藤(み)委員 制度上は元々ないと思います。

山本委員 制度上ないやり方を推薦されたということですか。

伊藤(み)委員 元々の制度上の950円であれば、950円掛ける3人分をもらっていいということなんだと理解しますけれども、そういう風に理解していない団体さんもおそらくあって、3分の1にしなければならないと思ってらっしゃるとするとばらつきが出てしまいますので、どちらでもよいのであれば周知した方がよいのではということをお願いしました。

山本委員 どちらにもできないわけですよ。

伊藤(み)委員 そうですね。

山本委員 割っちゃいけないわけですから。そうすると3掛ける950円の発想をこの会で認めてよいかということですよ。

伊藤(み)委員 そうすると私の理解が間違っていたのかもしれないですね。生活サポート事業を利用していない時間制の団体さんが3分の1だったのかもしれないですね。

伊藤(太)委員代理 たぶんそうだと思います。今まで生活サポートは時間のサービスでいくらということでしたが、生活サポートではない時間制や距離制は、燃料費とかあくまでも価格実費相当額ということなので、3人乗ったら1人から実費相当額を貰ったら実費相当額より貰っているとなってしまうので、例えば3分の1とか多少上乘せした額で、たくさん乗れば一人ひとりから貰う実費が少ない方が実費相当額として正しいので、その金額で複数乗車の対価を設定してくださいということだったのですが、生活サポートで複数乗るという議論がこれまであまりされていなかったもので、生活サポートで複数乗る場合は、一人ひとりがサービス料として払うのであれば、実費としては安いのですが、どうでしょうかということだと思います。

瀧口委員 ただそうなると、例えば4名乗った時にタクシー料金の半額を超えてしまうのです。これだと10名乗れますから、それを容認していくとまた色々問題が考えられます。

高場委員 利用されている方がそこでしか使っていないから、他所のことが分からな

いですし、価格がそれぞれ違ってきたりして、福祉の考えでやられているところから逸脱してくるのかなと思います。ある程度の取り決めがないと誤解が出てくるのかなと。

伊藤(み)委員 4人以上乗られるともっと上がってくるというご指摘はあると思うのですが、実際に4人以上乗ることはほぼ無いのかなと。ケアが必要な方が大勢乗るとするのは通所でない限りはそんなにはないですし、通所は有償運送ではありませんので。

伊藤(太)委員代理 生活サポートの補助を複数乗せて事業者さんがもらうというのがどうなのか、後で念のため確認した方がよいのではと思います。

永島会長 ここで結論を出すのは難しいようなので、次回までに事務局で生活サポートで複数運送した場合の取り扱いをさいたま市としてどうするのかについて、協議する材料を整えておいてください。

山本委員 ビーポップさんの更新申請についてどうでしょう。

伊藤(み)委員 運送の対価の設定には問題無いと思います。生活サポート事業として複数乗る想定があるかないかを宿題にされただけかなと理解しておりますがいかがでしょうか。

永島会長 それでは生活サポート事業の複数乗車の部分を宿題としたうえで承認ということではよろしいでしょうか。

○特定非営利活動法人 ビーポップの申請については、対価の設定を後日協議することとし、それ以外の部分については全会一致で合意

### ●更新登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 浦和福祉会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○社会福祉法人 浦和福祉会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

永島会長 普段事業をされていて事業者の視点から感じていることはありますか。

事業者 必要とされている利用者さんは多いのですが、意外と受けてくださる事業所が少ないので、うちもヘルパーでまかなうのも大変なので、なかの職員4人だけでまわしているのですが、なかなか大変です。もう少し数があるといいのかなと思います。



瀧口委員 利用者様の送迎でデイサービスの想定はしていますか。  
事業者 していません。通院における送迎が主です。  
伊藤(み)委員 利用されている方で重複障害の方はいらっしゃいますか。  
事業者 おります。介護と合わせての方で一人、施設に入所されてこちらの方で介護保険が使えないということで障害の方で受けております。通院介助、今はコロナでできないですがお買い物など。

○社会福祉法人 浦和福祉会 退室

○社会福祉法人 浦和福祉会の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 ねがいのいえ）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 ねがいのいえ 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

伊藤(太)委員代理 旅客の名簿について2点ですが、川越市在住の方がおりますが、発着が対象地域か間違いないでしょうか。

事業者 はい。

伊藤(太)委員代理 区分のトに丸が付いている方たちは手帳を持っていなくて障害をお持ちの方ということでよいのでしょうか。

事業者 ちょっと把握できておりません。

伊藤(太)委員代理 この後協議が終わると埼玉県に申請を出していただきますが、その時までには名簿の整理をお願いいたします。

伊藤(み)委員 1点補足で、イは身体障害者福祉法に基づくので障害児をイではなくトにした方がよいですかという問い合わせがありますが、本省の方で身障の方は児でも者でもイに入れてくださいとご説明がありました。迷われたり自己判断でトにしている団体さんもあるみたいですが、障害児でもイで大丈夫ということですか。手帳がないけれど発達障害みたいなことや、まだ認定が下りていないなど、その辺は説明できるようにされた方がよいと思います。

永島会長 この後協議をいたしますが、県への提出にあたりまして整理してご確認いただき、しっかり説明できるようにお願いいたします。

○特定非営利活動法人 ねがいのいえ 退室

永島会長 確認しなければいけない事項が出てしまいましたが、いかがでしょうか。

伊藤(太)委員代理 今回昨年の改正で区分が増えたばかりで整理が十分できていないのかなと思いますので、そこの部分を確認したうえで県の方に申請いただければと思います。

永島会長 それでは条件付きで承認ということでしょうか。

○特定非営利活動法人 ねがいのいえの申請については、事業者に県への申請前に旅客名簿の区分の確認をしてもらうことを前提とした上で、全会一致で合意

●新規登録の申請に係る協議について（社会福祉法人 埼玉県身体障害者福祉協会）

○事務局より、新規登録申請の概要説明

○社会福祉法人 埼玉県身体障害者福祉協会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

須藤委員 4ナンバーの貨物車両があるようなのですが。

事業者 カーゴと呼ばれる軽のバンで荷物運送用なのですが、後ろに収納できる座席があり出せるというものです。

須藤委員 座席は固定されていますか。

事業者 はい。

須藤委員 乗客の方や補助の方が乗るのですか。

事業者 基本的に補助の方は乗客の方がパニックを起こしていないかぎり、運転手1名、利用者1名で乗る形となります。

須藤委員 シートベルトは付きますか。安全性の確保ができていないか疑問だったので。

事業者 座席も固定されていて、シートベルトも付いています。

高場委員 持ち込みで任意保険の使用目的が、通勤・通学使用となっておりますが、大丈夫ですか。

事業者 保険会社の担当の方に相談いたしまして、仕事の中に使っているもの、時間帯も補償していただけるとのことでした。

伊藤(み)委員 今回新しく訪問介護事業所を立ち上げられたようですけれども、法人さんとして他の市でも福祉有償運送の事業所をお持ちですか、初めてですか。

事業者 初めてとなります。

伊藤(太)委員代理 旅客の名簿のうち、住所が同一の方は同じところにお住まいということでよろしいですか。

事業者 施設入所支援をしておりますので、そちらのほうにご入所されている方でするので住所が同一となっております。

○社会福祉法人 埼玉県身体障害者福祉協会 退室

○社会福祉法人 埼玉県身体障害者福祉協会の申請について、全会一致で合意

●令和2年度下半期の輸送実績について

○事務局から、概要を資料6に基づき説明

下記の意見あり

- ・ 8団体が輸送実績0の理由、実態について
- ・ 運転手に対する利用者数の適正な人数と旅客名簿の整理について
- ・ 福祉有償運送の需要に対する供給にあり方について

●軽微な事項の変更（登録車両の増減等）について

○事務局から、概要を資料7に基づき説明

以上